別記第20号の2様式(第十四条の四関係)

向精神薬輸入業（向精神薬輸出業、向精神薬製造製剤業、向精神薬使用業、向精神薬卸売業、向精神薬小売業）者役員変更届

免許の番号			第　　号	免許年月日	年　　月　　日
向精神薬業務所		所在地			
		名　称			
変更年月日			年　　月　　日		
変更前					
変更後					
変更後の業務を行う役員の欠格条項	(1)	法第51条第2項の規定により免許を取り消されたこと。			
	(2)	拘禁刑以上の刑に処せられたこと。			
	(3)	薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。			
備　　考					

上記のとおり、業務を行う役員に変更を生じたので届け出ます。

年　　月　　日

住　所（法人又は団体の主たる事務所の所在地）

氏　名　(法人又は団体の名称)

地方厚生(支)局長(都道府県知事)　殿

(注意)

1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

2　変更前と変更後の欄には、業務を行う役員全員を記載すること。

3　欠格条項の(1)欄から(3)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(3)欄にあつてはその事実及び年月日を記載すること。